**〇企業・団体等の概要**

1. 企業・団体名（個人事業主の場合は屋号等）
2. 企業・団体等の公式webページのURL
3. 企業・団体等の事業・活動内容
4. 企業・団体等の事業・活動内容のジャンル（あてはまるものに☑してください。

IT・Web　　医療　　介護・福祉　　教育・保育・研究　　販売・接客・サービス

運輸・物流　　土地・建物　　美容・ファッション　　出版・広告・マスコミ

金融・保険　　オフィス系　　警察・消防・セキュリティ　　法律　　ものづくり

その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**〇担当者連絡先（学校からの連絡先窓口となっていただくご担当者の方とその連絡先）**

⑤　部署名と役職、氏名

⑥　郵便物の送付先

　〒　　－

⑦　電話番号とFAX番号（FAXはある場合のみで結構です）

⑧　電子メールアドレス

**〇東淀川区ホームページへの協力企業・団体名の掲載の可否**

可　　・　　不可

**裏面に続きます**

**〇職業出前授業シート**

⑨　実施方法（※クラス及び学年単位で受け入れ可能なもの）

職業講話（出前授業）　職場見学　職場体験　その他

⑩　職業講話（出前授業）・職場見学等のテーマ

⑪　⑩のテーマに関する概要などをご記入ください。

⑫　出前授業等実施の条件について、当てはまるものに〇をつけて、条件があればご記入ください。

（　）繁忙期不可：　　　月～　　月は不可

（　）回数制限あり： 年　　　校まで

（　）対応年齢：小学生１～３年　小学生４～６年　中学生

（　）出張・受け入れ可能校区：いずれかに☑お願いします

どの校区でも可能

井高野校区 井高野小学校・東井高野小学校・井高野中学校

大桐校区　 大桐小学校・大道南小学校・大桐中学校

東淀校区　 豊里小学校・豊里南小学校・豊新小学校・東淀中学校

淡路校区　 西淡路小学校・淡路中学校

瑞光校区　 大隅西小学校・大隅東小学校・小松小学校・瑞光中学校

新東淀校区 新庄小学校・下新庄小学校・菅原小学校・新東淀中学校

柴島・中島校区 東淡路小学校・柴島中学校・啓発小学校・中島中学校

（　）対応可能時間：　　　時～　　　時

（　）対応可能曜日：　日　　月　　火　　水　　木　　金　　土

（　）リモート授業のみ可

（　）保護者等の聴講可（土曜授業等で実施する場合）

（　）職場体験・職場見学の受け入れ可能数：１回（　　　）クラス・学年まで

⑬　その他留意点があればご記入ください。

**〇登録シートご提出の前に「東淀川区キャリア教育に関する重要事項説明書」をお読みいただき、内容**

**を理解し同意いただけますか？**

同意する　　・　　同意しない

**Ⅰ.実施要項**

1.登録シートの提出

　　　ご協力いただける企業・団体の方は、キャリア教育協力企業・団体登録シート（[東淀川区HP](https://www.city.osaka.lg.jp/higashiyodogawa/page/0000594117.html)よりダウンロード）をメール（[tm0016@city.osaka.lg.jp](mailto:tm0016@city.osaka.lg.jp)）またはファックス（06-4809-9928）により東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育）にご提出ください。

2.学校への情報提供

　　　区役所から区内小・中学校に出前授業、職場見学や職業体験を実施いただける企業・団体の情報を提供します。

3.活動の依頼

　　　小・中学校から出前授業、職場見学や職業体験の協力依頼があれば、区役所から企業・団体の担当者の方に依頼します。

4.条件の確認・調整

　　　小・中学校が希望する日時やテーマなどの条件の確認や、詳細な日時・場所等の調整をお願いします。

5.実施

4で決定した内容で、出前授業、職場見学や職業体験の実施をお願いします。

6.広報

ご協力いただいた授業の様子を小・中学校や東淀川区役所のホームページ等で紹介させていただきます。

**Ⅱ.注意事項**

・ご登録いただいた情報は、区内小・中学校に提供しますが、各学校が必要に応じて協力をお願いすることになるため、ご登録いただいたすべての企業・団体等に実施を依頼させていただくとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

・児童・生徒等の個人情報の収集、持ち出し等は一切できません。また、出前授業等で知りえた個人情報については、他の用途での使用や第三者への提供を禁じます。

・「豊かな心の育成」をめざす取組として実施するものであるため、営利的・政治的・宗教的な内容とならないようにご注意ください。

・報酬については無償となります。出前授業で小中学校等へ講師を派遣される際の交通費についても、ご負担をお願いします。

**Ⅲ.登録いただけない企業・団体等**

・下記①～⑤に該当する企業・団体等はご登録いただけません。

1. 大阪市暴力団排除条例第2条1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合
2. 満18歳未満の者を代表者とする団体等及び満18歳未満の個人。ただし、保護者の同意を得ることができる場合を除く。
3. 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体等。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体等
4. 公共の福祉に反する行為をするおそれのある団体等及び個人
5. 公序良俗を乱すおそれのある団体等及び個人